

## 最近の行政の動き

— 通知・通達等 —

### 有害使用済み機器及び産業廃棄物の保管場所等の防火対策等に係る 関係部局との連携について

(令和元年7月18日付け事務連絡)

令和元年5月15日に茨城県常総市で発生した有害使用済み機器又はその疑いのある物の保管場所における火災に関連して、環境省から「有害使用済み機器及び産業廃棄物の保管場所等における火災防止について（通知）」が発出されました。

消防機関も産業廃棄物行政担当部局と密接な連携を図り、産業廃棄物等の集積場所の実態把握や火災予防指導の徹底をお願いします。

<https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/6ddb3d922b9dbd5f0d24e7fb09328814f7173643.pdf>

### 給油取扱所におけるガソリンの容器への詰め替え販売に係る取扱いについて

(令和元年7月25日付け消防危第95号)

令和元年7月18日京都府京都市伏見区において発生した爆発火災に鑑みて、給油取扱所においてガソリンの容器への詰め替え販売をする場合には、消防法令に適合した容器を用いて行うなど消防法令の遵守を徹底するとともに、購入者に対する身分証の確認や使用目的の問いかけ、当該販売記録の作成及び不審者発見時の通報への対応を、関係事業者団体に対して要請したことについて、都道府県及び消防本部へ通知しました。

[https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/190725\\_kiho\\_95.pdf](https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/190725_kiho_95.pdf)

### 平成30年中の都市ガス、液化石油ガス及び毒劇物等による事故状況について

(令和元年8月1日付け消防危第89号)

平成30年中の都市ガス、液化石油ガス及び毒劇物等による事故概要を取りまとめましたので、事故防止の資料として活用してください。

[https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/190801\\_kiho\\_1.pdf](https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/190801_kiho_1.pdf)

### ガソリンの容器への詰め替え販売に係るリーフレットの送付について

(令和元年8月2日付け事務連絡)

令和元年7月25日に通知した「給油取扱所におけるガソリンの容器への詰め替え販売に係る取扱いについて」（消防危第95号）に掲げる取組み内容について、給油取扱所事業者向け及びガソリンを容器で購入するお客向けのリーフレットを作成しました。

[https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/190802\\_kiho\\_jimu1.pdf](https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/190802_kiho_jimu1.pdf)

### 危険物規制事務に関する執務資料の送付について

(令和元年8月7日付け消防危第111号)

給油取扱所において、ガソリンの容器への詰め替え販売を行う場合について、「給油取扱所の技術上の基準等に係る運用上の指針について」（昭和62年4月28日付け消防危第38号。（以下「38号通知」という。））において、ガソリンの容器への詰め替え販売の数量は指定数量（200リットル）未満とする旨の解釈が示されていますが、38号通知の運用として、一定の安全対策を講じた場合に限り、指定数量以上のガソリンの容器への詰め替えを行うことができるという解釈を示しました。

[https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/190807\\_kiho\\_111-.pdf](https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/190807_kiho_111-.pdf)

## 危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令等の公布について

(令和元年8月27日付け消防危第98号)

危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号)等の一部を改正し、①屋外タンク貯蔵所に係る水張検査の代替、②水素スタンドを併設する給油取扱所の技術基準の見直し、③地下貯蔵タンク等の定期点検期間の弾力化、④危険物施設の泡消火設備に係る合成樹脂の使用、に関する事項について、所要の規定の整備を行いました。

<https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/kikenbutsuhoanshitsu98.pdf>

## 屋外タンク貯蔵所に係る水張検査の代替に関する運用等について

(令和元年8月27日付け消防危第117号)

従来、屋外タンク貯蔵所の水張試験は、ノズル、マンホール等の取付工事、屋根に係る工事等について、基準の適用が除外されていたところですが、危険物の規制に関する規則の改正に伴い、これらに加え、構造上の影響を与える有害な変形がないタンクの底部に係る溶接部(ぜい性破壊を起こすおそれのないものに限る。)の補修工事のうち、タンク本体の変形に対する影響が軽微なものについても、今回の改正により当該特例の対象に追加されることとなったため、具体的な運用方法等についてとりまとめました。

[https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/190827\\_kiho\\_117.pdf](https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/190827_kiho_117.pdf)

## 危険物施設における風水害対策の徹底について

(令和元年8月29日付け消防危第124号)

令和元年8月27日からの大雨に伴い、佐賀県内の焼き入れ工場において焼き入れ油が大量に流出する事故が発生しました。危険物施設における風水害対策は、「風水害発生時における危険物保安上の留意事項及び危険物施設の被害状況調査について(平成30年9月27日付け消防危第179号)」において既に示しておりますが、浸水想定区域等に位置する危険物施設では、対策の徹底をお願いします。

[https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/190829\\_kiho\\_124.pdf](https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/190829_kiho_124.pdf)

## 廃プラスチック類に係る環境省の取組

### (廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正)について

(令和元年9月5日付け事務連絡)

環境省は、外国政府による使用済みプラスチック等の輸入禁止措置等に伴い、国内の廃棄物処理施設がひっ迫している状況に鑑み、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正しました。本改正内容は、優良産業廃棄物処分業者では、廃プラスチック類の保管量が従前の2倍に緩和されるものです。

本改正に伴い、新たに火災予防条例上の届出が必要となる施設も想定されます。消防機関にあつては、関係者に対して適切な火災予防措置の指導をお願いします。

[https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/190905\\_yobou\\_1.pdf](https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/190905_yobou_1.pdf)